

# 平成30年度 「市長と語る市政懇談会」 会議録



## 西尾・東部地区

平成30年11月13日(火) 午後6時30分から  
西尾市役所 5階(51会議室)

### 市政懇談会次第

- 1 開会
- 2 市政課題の説明と自由意見交換
  - ①西尾市民病院の今後の在り方
  - ②官民連携で進めるPFI事業の見直し
  - ③産業廃棄物処分場問題
- 3 閉会

出席者	市民等77人 市側…市長、副市長、企画部長、企画部次長、企画政策課主幹(2)、 資産経営連略局長、資産経営戦略課長、環境部長、環境部次長、 市民病院事務部長、市民病院管理課長
-----	--

### ○細田秘書課長

皆様、こんばんは。私は、この懇談会の司会を務めます秘書課長の細田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、お時間になりましたので、ただいまから平成30年度「市長と語る市政懇談会」を開会いたします。

初めに、市長から挨拶を申し上げます。

### ○中村 健市長

皆さん、こんばんは。西尾市長の中村 健でございます。

本日は、市政懇談会を開催いたしましたところ、皆様方におかれましては、御参加をいただきまして、まことにありがとうございます。

この「市長と語る市政懇談会」というものは、西尾市においては2年に一度実施をしております、通常というか、今までですと、事前に町内会等から御意見とか御要望をいただいて、それに対する回答と、あとはフリートークでという形でやっていたのですけれども、今回はそれとは少し内容を変えまして、現在、西尾市が抱えているといいますか、取り組んでいかなければならない課題というのが幾つかあるわけでありまして、その中でも重要性が高い3点に絞って説明会といいますか、懇談会をさせていただきたいと思っております。

また、後ほど説明をさせていただくのですけれども、1つ目が、西尾市民病院の今後の在り方について、2つ目が、PFI事業の見直しについて、3つ目が、産業廃棄物最終処分場の問題についてというところになります。こちらについて、お渡しした資料のボリュームは結構多いかと思っておりますけれども、その中でなるべく要点だけかいつまんで僕のほうで説明をさせていただきますので、また後ほど御質問ですとか御意見をいただきながら懇談をさせていただければというように思っておりますので、よろしくお願いたします。

### ○細田秘書課長

続きまして、本日の予定を御案内いたします。

まず、お手元に配付しました次第に沿って、市長からテーマごとに説明をいたします。その後、参加者の皆様から御意見や御質問などを伺います。なお、発言される場合は挙手をお願いします。私が指名をしますので、町内会名とお名前をおっしゃってください。より多くの方に御発言いただけるよう要旨を簡潔にまとめてください。1テーマにつき30分で一旦区切らせていただき、最後に全体を通しての意見や御質問を伺う機会を設けます。

また、お手元にアンケート用紙をお配りしておりますので、3つのテーマについて、率直な御意見などを聞かせてください。御協力のほどよろしくお願いたします。それと、記録用として、懇談会の音声録音と写真撮影をさせていただきますことを御了承ください。

それでは、初めに、西尾市民病院の今後の在り方について、説明をいたします。

### ○中村 健市長

まず、西尾市民病院の今後の在り方についてであります。

市民病院の現状につきましては、広報にしおの特集記事などで市民の皆様へお知らせをしておりますが、大変厳しい経営状況であるというのが、一言で言えば、そういった状況になります。この現状を市としては重く受けとめておまして、平成28年度末には西尾市民病院改革プランというものを策定して、このプランに基づき、現在、経営改善を進めているところであります。その一環といたしまして、碧南市へ新病院の建設を選択肢の1つとした両市民病院の今後の在り方に関する協議を提案いたしました。中期的視野に立った改革プランの着実な実行と将来を見据えた抜本的な改革を領域で進めようと考えております。なお、この西尾市民病院の在り方の議論につきましては、赤字だからいけないとか、そういった視点ではなくて、一定の額を税金で現在も負担している中で、今後も際限なく負担していくことは厳しいのではないかという問題意識で考えていただきたいと思います。

それでは、お手元の資料に基づき、市民病院の現状や改革の経緯、進展状況などについて説明をさせていただきます。

まず、市民病院の現状についてです。

1 ページをごらんください。

市民病院の役割は、西尾市民17万人の命を守る地域の中核病院として、急性期医療と急性期を脱した患者の在宅に向けた医療を提供するとともに、地域の開業医と連携をして地域完結型医療に取り組むということになります。経営状況につきましては、先ほども申し上げましたが、大変厳しい状況にありまして、実質的には平成11年度から平成29年度まで、19年連続して赤字を計上しております。

1 ページ中段の経営状況の推移の表をごらんください。

経営指標部分の中で、上から2段目の患者数であります。平成29年度の入院患者数は約9万3,000人で、5年前と比べ1万5,000人の減、率にして13.8%の減となっております。近年は減少基調で推移をしてきましたが、平成29年度については、若干の改善が見られております。一方、外来患者数につきましては約18万2,000人で、5年前と比べ4万4,000人の減、率にして19.4%の減で、引き続き減少基調にあります。この結果につきましては、西尾市民病院という病院が、いわゆる急性期を担うという本来の趣旨から考えますと、いわゆるかかりつけ医さんとのすみ分けということを考えてみると、必ずしも減少することが悪い状況ではないと考えております。なお、平成30年度につきましては、8月までで102人の増となっておりますので、外来についても下げ止まりの感があると受けとめております。次に、経営指標区分、上から3段目の企業収益ですが、これは、病院の本業をあらわしてありまして、収益の根幹をなすものであります。具体的には、入院ですとか外来の収益の合計となります。平成29年度は約68億8,000万円で、5年前と比べ5億4,000万円の減、率にして7.2%の減となっております。一般的に不採算部門といわれます小児科、救急医療などを担う公立病院の多くは、西尾市民病院と同様に、苦境に立たされております。

参考までに、国の統計で平成28年度決算の状況を御紹介しますが、公立病院の数は全国に785病院あり、このうち赤字となった病院は全体の60.5%でした。さらに、当院と同規模の病院に絞りますと95病院ございますが、このうち64病院が赤字で、率にして67.4%という状況にあります。

では、なぜ公立病院の多くが赤字を計上しているのかということになるのですけれども、2 ページをごらんください。

西尾市民病院が抱える課題につきましては、大きく4点あると考えております。これらの課題は、西尾市民病院だけに限ったことではなく、多くの公立病院が抱える問題ともなっております。具体的に1つ目でありまして、1つ目は、深刻な医師不足であります。多くのドクターは、都市部や大病院への勤務を求める傾向にありまして、その結果、地方の中小病院では医師が不足をしております。医師の確保に当たりましては、私みずからも病院長や副院長ともに大学の医局や県に出向きまして、医師派遣の要望を行っております。しかしながら、他の公立病院も同様な状況にあるということで、なかなかこちらの要望どおりには進んでおりませんが、今後も継続して要望をしていく所存であります。こうした状況でありますので、いまだ産婦人科、小児科、泌尿器科などにおきましては、医師不足から診療制限を継続させていただいているという状況でありまして、市民の皆様には大変御不便をおかけしてありまして申しわけなく思っているところでございますけれども、やむを得ない措置として御理解をいただきたいというように思っております。

2つ目は、入院患者数の減少です。医師不足や近隣病院との競合などが要因となり、近年、減少基調で推移しております。しかしながら、救急搬送患者の受入件数については近年増加基調で、これは、病院長が市民からの救急要請は特別な事情がない限り断らないという姿勢を貫いているためです。年間4,000人を受け入れている状況は、平成29年度実績で年間の救急搬送患者数を許可分病床数、ベッド数で割り戻した、要は、1ベッド当たりの年間患者数で比較をいたしましても、近隣の二次救急病院と呼ばれます蒲郡市民病院ですとか碧南市民病院と比べますと、西尾市民病院が11.2人、碧南市民病院が10.23人、蒲郡市民病院が8.8人となっておりますので、西尾市民病院が多くの救急患者を受け入れさせていただいているということがわかります。こうした状況の中で、追い打ちとなる懸念材料が、平成32年4月ですので、約1年半後になりますが、

藤田医科大学岡崎医療センターの開院であります。西尾市民病院のほか、安城更生病院、岡崎市民病院がこの影響をまともに受けるのは必至な状況でありまして、一定程度の入院患者数の減が回避できないと考えております。

3つ目は、施設や設備の老朽化です。西尾市民病院が現在の場所に移転をして本年度で29年が経過しております。病院本体の法定耐用年数は残り10年となっております、長寿命化ですとか建てかえを検討する時期に来ております。現在と同規模の新病院を建設するには、全国の事例を参考にしてみますと、約200億円から250億円ほどかかるのではないかと見込んでおります。また、医療機器などの設備については、資金難ということもありまして、十分に更新できていない状況にあります。

そして、4つ目は、市からの繰出金の増加であります。国は、不採算医療を担う公立病院の運営に対しまして、一定程度の市の税金の投入というものを、いわゆる一般会計というものからの繰り出しという形で認めているわけでありまして、現在の状況を説明いたしますと、市民1人当たりで年間約1万円から1万5,000円程度を病院の運営に繰り出すというか、負担をしている状況になります。市民病院の経営悪化に伴い増加基調でこの額は推移しておりまして、市の財政自体にも大きな影響を及ぼしているというのが現在の状況であります。こうした課題の対応策につきましては、冒頭触れましたように、西尾市民病院改革プランに基づき改善を図るべく努力をしているところであります。この改革プランは、中期的な視点での経営改善という位置づけで、基本目標は、地域包括ケアシステムの中核を担う医療機関として、地域住民、関係機関に開かれた病院を目指すとし、重点施策として、収益向上で17項目、適切な費用管理で5項目など、全部で31の施策を掲げ、さらに詳細な事務事業として87項目の取り組みを計画しています。参考といたしまして、5ページ、6ページに取り組みの一覧を掲載しておりますので、また後ほど御確認いただければと思います。いずれにいたしましても、改革プランに掲げました事務事業を着実に実行していくことで課題の解消を図り、経営健全化を目指していきたいと考えております。

続いて、3ページをごらんください。

現在、中期的な経営改善策とした改革プランと並行して、将来を見据えた抜本的な改革についても検討を進めております。国は抜本的な改革の選択肢として、他病院との経営統合のほか、指定管理者制度の導入、民間への移譲、回復期医療への転換、地方公営企業法の全部適用、地方行政独立法人化、廃院というものを掲げております。これらの選択肢の中から、西尾市民病院に見合う案を具体的に検討していくに当たりまして、次の3点を前提条件といたしました。第1に、西尾市民を医療難民としないよう存続を前提とすること、第2に、持続可能であること、そして、第3に、国や県の認可が可能であるということです。これらの前提条件を満たし、将来的な検討案と位置づけた選択肢が下の表になります。病床規模の縮小、回復期医療への転換、経営形態の見直し、民間移譲です。さらに、これらの案の中で、最優先としたものが他病院との経営統合です。それぞれの案のメリット、デメリットを研究した中で、医師不足の解消の可能性があることや市からの、先ほど申しあげました繰出金の支出を抑えられること、医療関係職員の退職金支払いを最小限に抑えることができることなどが他の案よりすぐれていると判断をしております。この方針に従いまして、具体的な統合先として碧南市民病院を想定いたしました。これは、西尾市と碧南市が隣接をしていること、また、以前から医療連携を行ってきたこと、近年の経営状況が似通っていることなどを考慮したことによる結果であります。

続いて、4ページをごらんください。

本年1月17日に碧南市へ今後の市民病院の在り方に関する協議の申し入れを行い、6月6日に碧南市から回答を受けました。その要旨は2点ございまして、1点目は、新病院建設について、碧南市内での建設を前提としていただければ、経営統合に関する協議・検討を行うこととしたい。2点目が、1、2点目の内容にかかわらず、両市民病院の医療連携については、引き続き協議、検討を進めたいというものでありました。西尾市では、今年度末をめどといたしまして、碧南市の回答に対する市の考えをまとめていく考えであります。そのため、現在、市民を交えた検討委員会を中心に、経営統合に関する議論を進めております。また、市民の皆様に現状を

知っていただくために、広報で情報提供していくとともに、本日の市政懇談会や、また、出前講座など実施させていただいて、地域へ出向いて対応説明を行っております。先ほど申し上げました市民を交えた検討委員会というものは、正式には「西尾市民病院中期計画等評価委員会」といいますが、議論の進展状況につきましては、今後も広報にしおや病院ホームページ等を通じて市民の皆様へ適宜情報を提供させていただきたいと考えております。市民病院の今後の在り方につきましては、市や市民の皆様にとって大変重要な問題であります。したがって、市民の皆様とともに方向性の議論を進めていきたいと考えておりますので、どうぞ西尾市民病院について、応援という形でも、また、厳しい御意見という形でも結構でありますので、これまで以上に關心を持っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして、最後になりますが、少しPRをさせていただきたいと思っております。市民の皆様におかれましては、予防に心がけ、健康であって病院に行かれないことというのが一番いいことではありますけれども、もし、病気やけが等の程度から、開業医から総合病院に紹介していただくときには、ぜひとも西尾市民病院をお願いしたいというように思っております。先生方の多くというのは、名古屋大学ですとか藤田医科大学から来ておられまして、大変優秀な方々ばかりでありますので、安心してお越しいただきたいというように思っております。

以上で、市民病院の今後の在り方の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○細田秘書課長

以上で説明を終わります。

ここからは御意見や御質問を受けたいと思っております。なお、発言される際は、町内会名とお名前をおっしゃってください。それでは、御意見、御質問がある方は挙手をお願いします。どなたか御意見、御質問ございませんか。どんなことでも結構です。

#### ○市民①

資料のちょっと、今回、この10年で建物をどうするかというところに関する資料で、それに対する資料的などころで、今、医師が常駐で41人になって、それは5年前から比べると10人近く減っている。当然ふえている人もいると思うんですけども、今後10年たったときに医師が退職とかでより減って、この5年でふえた人数で計算して、10年で何人ふえて何人になるんですか。10年以降、西尾市民病院として医師が何人いて何人受け入れができるのかなど。それができないのであれば、西尾市民病院、もうみんなで頑張って支えていこうと言っても医師不足はもう否めない状況だと思うのですけれども、その概算はどういう状況でしょうか。

#### ○高須市民病院事務部管理課長

失礼いたします。市民病院事務部管理課の管理課長をしております高須と申します。よろしくお願いいたします。

今、今後10年先の医師の数はどうなるかという御質問だったかと思うのですけれども、はっきり言って、今の現状では、何人になるか、もう1人でも多く我々としては医師をふやしていきたいということで、市長と院長を初め、大学の医局だとか、それから、県のほうにいろいろ要請をしております、具体的に何人になるという計画は、まことに申しわけないのですが、今の段階では申し上げることができない。1人でもふやしていこうという努力をさせていただきたいということです。

#### ○市民①

過去5年で何人に入ってきたかはわかりますか。

#### ○高須市民病院事務部管理課長

済みません。今、申しわけないです、手元に何人入ってきて何人やめられた方がいるかというようなことでしょうか。

#### ○市民①

そうだね。単純にその10年後の医師が、例えば、この状況でいったら、また10人減るとなると、常駐の医師が30人強になるのかなというように考えると、それで現状の今、病床数、病床というか、ベッドの数が400あって、ことしもそのベッドの活用というか、使われているのが60%強くら

いかね。それが医師の数が少ないからベッドが使い切れなくて、正直受け入れができないのか、それがもし、ベッドがあったとて、医師が少なければ受け入れもできない。そこが気になったことと、今後、東海大震災の懸念もあるので、碧南市と統合したとて、ベッド数が本当に予定している数を確保できるのかというところが心配なんです。

#### ○尾崎市民病院事務部長

事務部長の尾崎と申します。よろしく願いいたします。

まず、医師の出入りということなのですが、これは、単純に出入りと申しまして、医局の人事によって異動されていく方がありますので、当然、A先生という方が名古屋大学から来ていただいていますと、その医局の関係でかわりのB先生が来てA先生が別の病院に行かれるという、そういった異動もありますので、ちょっとその人数異動というのは簡単には出せないという部分が1つございます。

それから、今言われた10年後、では、同じ率で減っていくかのかということですが、先ほども課長のほうから御答弁させていただきましたとおり、当然我々としては、これが減らないようにまずは努力をしますし、それから、少しでも、お一人でもふえるように努力をしております。ここはあくまでも通常、正規の医師の数で入っておりますが、例えば研修医、一時期、研修医がもう1人しかいないんだとか、そういった時代もありましたが、現在は研修医、奨学金の関係もございまして、2年目の研修医が3人、それから、1年目の研修医が3人、6人の研修医が、これは、今、うちが決められた枠いっぱいの人数なんですけれども、確保ができております。

それから、県も奨学金を出しております、医師をいろいろと育成をしております。まだ今、その奨学金をもらった医師が出てきた数は非常に少ないものですから、西尾市のほうにはまだ回ってきていないのですが、今から3、4年してくると、相当数のそういった、これは地域枠という言い方をしているのですが、そういった医師が出てまいります。今、県のほうでそういった医師を回す優先順位、内科でいうと西尾市は、ごめんなさい、少し1位だったか2位だったか、かなり上位のほうで県から見えていただいております。ですから、そういった地域枠の医師も今後配分される可能性が十分でございますので、これ以上減らないように我々は努力をさせていただきますし、それから、お一人でもふえるように努力はしていきたいというように考えております。

例えば碧南市と仮に統合、まだこれは碧南市とは統合ということは決定しているわけでもなし、そういったことも含めて検討しましょうという段階なのですが、仮にそういった場合ですと、碧南市も医師が今少し減りつつあるのですが、2つの病院がくっつけば当然、その2つを単純計算でいうと足した数字になると。ただし、その単純計算ができるかどうかというのは、今後また大学等とお話をしていく必要は当然でございますが、その医師をふやす1つの方法としての統合という考え方もあるのかと思っております。

#### ○市民②

私、外に40年間出ていて戻ってきたのですが、西尾市の医師会というのがありますよね。医師会と西尾市民病院は分かれていますよね。私、医師会というのは、小学校時代、僕は子供時代はいたものですから、そのときにあそこに行ったことがあります。それと変わらないんですね。それで、安城市と比べて、安城の更生病院の中に医師会があるんですね。医師会というか、要するに西尾市の医師会も。独立して2つあるというのは、私、問題だと思うのですよ。市民病院と合体すべきではないでしょうか。医療機器も高額の医療機器を2つ持ったのでは経済的にちょっとペイしないですよ。だから、合体すべき、これが根本だと思いますよ。

以上です。

#### ○尾崎市民病院事務部長

医師会というのは、例えば、民間のお医者さん、クリニックとかありますね。そういったお医者さんが所属をしている任意の団体でありますので…。

#### ○市民②

それは、安城市の更生病院を見られればわかるでしょう。安城市は更生病院の中にありますよ。

#### ○尾崎市民病院事務部長

事務局がということでしょうか。

○市民②

事務局、要するに健康診断ね、私、詳しいこと知りません。健康診断、私、医師会で受けるんですよ。ですけれども、私、更生病院に行く、更生病院で年間の定期検査を受けたんです。それで、すぐそこで、病院…。

○尾崎市民病院事務部長

私も更生病院のその部分は承知していませんが、もしそうだとしたら、医師会の事務局が更生病院の部屋をお借りしているという、ただそういう状態であって、更生病院と安城市の医師会は全く別物でございます。

○市民②

組織的にどうかは知らないけれども、医療機械を使うと。定期検診に行っても、安城市の更生病院のMRIとかそういう機械を使うんですよ。ここは、だって医師会の機械しか使えないでしょう。MRIがありますか。

○尾崎市民病院事務部長

西尾市民病院ですか。

○市民②

いや、医師会です。

○尾崎市民病院事務部長

ですから、医師会はあくまでも1つの任意団体ですので、医師会が…。

○市民②

いや、そういう民間団体がどうだではなくて、実際に健康診断をあそこで受けるでしょう。受けるでしょう。そのときにあその機械で使ってやるんですけれども、高い高度な機械はあそこにはないから安城市の更生病院で受ける健康診断と西尾市医師会で受ける健康診断の質が全然違うということを言っているんです。

○尾崎市民病院事務部長

そこは安城市はたまたま医師会が更生病院を使わせていただいているかもしれないのですが、例えば、岡崎市ですと、医師会が完全に独立してやっているとありますし、これはもう医師会と病院とは…

○市民②

申しわけない。市民病院がだんだん下火になってくると。それで、この計画を聞いていても、下火になって、これは改善できないと思いますよ。1人当たりの負担額が1万円だと。これを完全に軽減できるかという、できないですよ。今までの路線の延長線じゃないですか。それを抜本的に変えるにはどうしたらいいかですよ。私たちが、私、もう80になるのですけれども、子供時代に行った医師会がまだある。存続をされていて、同じ場所にある、あそこにある。だから、この安城市の更生病院はあの当時はないじゃないですか。こちらに合体したでしょう。ああいう構造が私はいいと思うんですよ、更生病院。我々もあちらに行ったり、こっちに行ったりというよりも、そこに行けばさっとやれる。

○尾崎市民病院事務部長

合体はしてなくて、先ほどから申しますとおり、もしかしたら、安城市の医師会は安城更生病院に場所をお借りしている可能性はありますが…。

○市民②

可能性はあるのではなくて、一遍調べてくださいよ、そういうことを。碧南市とかそうではなくて、我々は安城市のほうが近いんですから。なぜ碧南市なのということなのですよ。

あその安城市の更生病院に行きますと、西尾市の医師会のつながりはどうなっているか。安城更生病院ですよ、ルートが。そういう図を私は見たのですよ、あそこに行ったときに。そういうこと御存じですか。

○尾崎市民病院事務部長

西尾市の医師会のつながりということではなくて、西尾市の医師会に所属してみえるクリニックの先生方が紹介する先は、安城更生病院もありますし、西尾市民病院もありますし、碧南市民病院もございます。ですので、医師会に所属している先生方がどこに患者さんを紹介するか、それはその先生方の考えによるものでございますので、西尾市医師会が紹介する先が必ず安城更生病院というわけではないのです。

### ○市民③

市長にお伺いします。なぜ西尾市民病院、人気がないか、極端に。そのときに、セカンドオピニオン体制ができていない。これは西尾市民病院、それから、更生病院のドクターも、僕、知り合いがいるから聞いているんですけども。それと、問題は、何でもそうですけれども、これは企業だったら潰れていますよ。わかっていますか。それで、僕が言いたいのは、更生病院のドクターが言うのですが、院長は社長です。副院長は副社長です。事務局は専務か役員なんて言っているんです。普通の企業だったら、これは潰れています。市長が先ほど言われたように、これは公だからやれない。それは間違いです。この先、5年、10年、変わらないと思います、この体制は。

それと、もう一つ、極端なことを言いますけれども、なぜ碧南市民病院と合併するかというのは、規模が同じで、それで、西尾市はもう耐用年数が過ぎています。こんなことを言ったらだめですよ。今、いろいろな話を聞くと、更生病院の研修医は10人なんです。名古屋大学の研修医というのは15人なんです。それで5人切っているんですよ、人気があり過ぎて。やはり、先輩諸氏がいいのと、それと、これもドクターから聞いたんですけども、院長みずから、別に名古屋大学ではなくても、三重大学、岐阜大学、静岡大学、自分で行って、プロ野球ではないですけども、5年で赤字が約22億円くらいだったですかね、だったらヘッドハンティングしてくれば、絶対に、先ほど言われたように、医者へ行けば、どこへ行ったらいいですかと患者さんが聞くと、ドクターがみんな更生病院と言うんです。それで、更生病院は人気があるから数がふえているんです。事務長、調べたことありますか、更生病院の経営内容を。どれだけすごいかということと、それとドクターも一生懸命。それで今の院長ですかね、ドクター含めて、「あなたたちは患者さんから給料もらっているのだ。だから、信頼するのでありがとうぐらい言え」と。それで、市民病院の場合は、患者さんと医者がいる場合、研修医が書いているそうです、あそこの。ドクターと直接患者さんとしゃべってないんですよ。

それともう一つ、失礼な言い方ですけども、市長もここへ市役所のとき行ってみえたでしょう、市民病院に。わかるでしょう。だから、市の職員が向こうへ行って、事務というか、管理ですよ、できるわけではないですよ。だから、専門のそういう人を入れなければ経営改善はできません。これは極端に言います。これは、市民のお話を聞くとそういう人がほとんどなんです。だから、僕は最終的には碧南市民病院と合併じゃなくて、更生病院と何とか、姉妹提携じゃないですけども、それでも前から知っていましたよ、岡崎に保健衛生大学ができるということ。あれができれば、救急車はみんな向こうへ行ってしまいますよ。浅井とかあちらのほうのは。つまり市長が住んでいる場所は。米津でもみんな行ってしまいますよ。そうしたらますます、医者が少ないとか、そうではなくて、経営自体が破綻します。それを真剣に市長は。今度の市長は僕は絶対できると思って名簿も出しましたけれども、もう危機感を感じてください。これは、毎年、何億円赤字だったら、たかが500億円の予算だったらいずれは破綻します。企業だったらもう破綻しています。

ちょっと極端なことを言いましたけれども、これは、ある程度の市民の答えです。皆さん、更生病院へ行ってしまう。それを本当に自覚されないと、先ほど言われたように、ああいうことなんです。それで、事務局はわからんでは困るのですよ。実際には、今言われた人は確実なんです。だって、自分で言っているんだから。内容は知らないですよ。だから、我々西尾市民としては、安心・安全な病院をつくってください。市長、わかりましたか。

### ○中村 健市長

御意見ありがとうございました。



自分の感じている話だと、一般的にその町に住んでいる市民の方は、その町の総合病院のことを余りよく思っていない傾向があって、西尾市でいえば西尾市民病院だし碧南市でいえば碧南市民病院で、隣町の病院のほうがいいのではないかという傾向はあると思っているので…

### ○市民③

これはドクターが言っているのです。

### ○中村 健市長

はい。ただ、御意見はしっかり受けとめさせていただきますので、改善すべきところは改善していきたいと思います。

1つ触れさせていただくとすれば、確かに、市役所とか、人事ローテーションの中で、3、4年で市民病院に配属されて、また戻ったりとかと言われますと、ノウハウの蓄積という部分で弱いですし、医療で専門性が高い中で、そういう、要は点数をとという話なので、そこでしっかり稼げる場所は稼げるという形にできない部分であれば、そこは改善の余地はあるかなというように思っております。

ただ、民間の病院と違って、一定の不採算部門をやる義務とは言わないですけれども、責任があるのが市民病院ですので、赤字だからできないとは思っていないのですが、一定の、ここは不採算だから税金で持ってもいいですよというところを超えて赤字になったということで、本来的に市民病院のよくしたお金で経営してくださいという部分までも市の税金で今、負担しているのが、その平成28年度でいえば約10億円ぐらいたし、平成29年度でいえば5億円ぐらいたったところは改善していく余地があるかなと思うので、そこは先ほどプランの中で説明させていただきましたけれども、少しここで再度というともた時間がなくなってしまいますけれども、御意見は御意見としてしっかりと受けとめさせていただき、改善につなげていきたいと思います。

よろしくをお願いします。

### ○細田秘書課長

それでは、この件は30分経過いたしましたので、一旦ここで切らせていただいて、また、このテーマで御意見のある方、最後に御質問、御意見の場を設けますので、次のテーマに移りたいと思います。次のテーマですけれども、官民連携で進めるPFI事業の見直しについて、説明をいたします。

### ○中村 健市長

2点目、官民連携で進めるPFI事業の見直しについてであります。

お手元の資料に基づきまして、西尾市方式PFI事業の見直しの趣旨、見直し方針公表後の動き、SPCとの協議、今後の予定などを説明いたします。最初に少しお断りさせていただくと、これから先、SPCという言葉が当たり前のように出てきますけれども、要は、今回契約をしている相手方事業者だというように考えていただければ結構かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、見直しの趣旨であります。西尾市は、合併初年度の平成23年度から、今後の公共施設の在り方を見直す公共施設再配置に取り組んでまいりました。

1ページ、公共施設再配置の基本理念、基本方針をごらんください。

公共施設再配置は、ムリ・ムラ・ムダの解消とリスクマネジメント、箱物に依存しない行政サービスの提供、市民と行政がともに考える公共施設の未来の基本理念を踏まえて、人口減少に伴って機能を維持する方策を講じながら、公共施設の総保有量を段階的に圧縮するため、原則として新たな公共施設は建設しないなどの3つの方針を掲げ、西尾市の将来の人口及び財政規模の動きにあわせて、公共施設の保有総量を段階的に圧縮することで効率的・効果的な施設の維持管理、運営、配置を実現することを目指しております。この公共施設再配置の一環といたしまして、5施設の新設、12施設の改修、14施設の解体、160施設の維持管理を行います公共施設再配置第1次プロジェクトを、いわゆる西尾市方式PFI事業として平成28年度にSPCであります株式会社エリアプラン西尾と最長30年間、税抜約198億円の契約を交わして事業を進めてまいりました。

PFIというものは、公共事業の手法の1つでありまして、公共施設などの設計、建設、維持

管理、運営を民間の資金とノウハウを活用して行うものであります。西尾市方式PFI事業は、地元企業などに配慮をいたしまして5つのプロジェクトを包括して行うものであります。この西尾市方式PFI事業を進めていく中で、市民の皆様の見解に対して、市としてしっかりと聞く姿勢が少なかったと、当時は議員でありましたけれども、感じておりました。決まったことに対しての説明はその都度行っていましたけれども、市民の皆様、「どう考えていますか」ですとか「一緒に考えていきましょう」という姿勢が足りなかったというように思っています。また、地域の拠点となる施設を壊し、新たなスポーツ施設や10階建ての市営住宅をつくるなど、いわゆる箱物中心の面も多くありまして、市民感情からも納得することが難しいと感じておりました。

西尾市が進めてきました公共施設再配置そのものですか、国が推奨するPFIというもの自体を否定するものではないのですけれども、西尾市独自にやってきたPFI事業というのが市民不在のまま進められてきたことを問題視いたしまして、そのため事業を一旦凍結して全面的に見直しを行うこととさせていただきます。見直しにつきましては、関係各署の任意協力によりまして、収集が可能であった資料及び実施ヒアリング結果をもとに、国のガイドラインですとかほかのPFI事例などを参考にさせていただいて、事務手続の問題点を検証し、市民の皆様の声を反映させるため、「市長と語る意見交換会」「PFI事業についての懇談会」「西尾市方式PFI事業に関する市民アンケート」などを実施いたしまして、平成30年3月に「西尾市方式PFI事業検証報告書・見直し方針」を公表いたしました。事業の主な検証内容は、1ページ下段にあります「VFMの検証」「費用の検証」「契約書の検証」となっております。

見直し方針の主なものを紹介させていただきますと、2ページ、3ページをごらんください。

プロジェクト01（吉良地区）の事業については、きら市民交流センター支所棟の新設は、市民アンケートにおいて、「フィットネススタジオ機能は必要でない」と回答した方が市全域で42.6%、吉良地区で51.7%でした。市民アンケートや意見交換会などから、フィットネススタジオ機能は、利用者が限定となる施設に多額の費用を投じることは必要でないと市民の皆様が感じられており、見直し方針は、「フィットネススタジオ機能は整備せず、そのスペースは用途変更する」といたしました。

4ページ、5ページをごらんください。

プロジェクト02（一色地区）の事業では、旧一色支所の解体は、旧本庁舎が平成17年度、平成18年度に耐震改修工事を行っているなどの理由から利活用を望む意見が多くあったため、見直し方針については、「旧本庁舎は利活用するか解体するかを引き続き検討する」といたしました。これに伴い、旧一色支所を建設予定地としておりました多機能型市営住宅については、「建設しない」としました。

6ページ、7ページをごらんください。

プロジェクト03（学校施設）の事業では、寺津温水プールの新設は、寺津校区町内会長と寺津町評議員会総代から要望書が提出されました。この要望書におきましては、道路拡張と歩道の確保、寺津小学校敷地を利用した駐車場計画の見直し及び生徒の安全性確保が必要であるとしております。また、市民アンケートでは、寺津地区の半数の方が「見直しすべき」と考えておりました。これらのことから、現計画では要望内容の実現が見込めないため、見直し方針では、「建設しない」といたしました。この検証内容と見直し方針を詳しく記載いたしました西尾市方式PFI事業検証報告書・見直し方針は、市役所各支所、市ホームページでごらんをいただけますので、よろしく願いいたします。

続きまして、見直し方針公表後の動きについて説明をいたします。

10ページをごらんください。

見直し方針説明会を4月10日に吉良町公民館、4月11日に一色地域交流センター、4月16日に西尾市役所、4月17日に寺津ふれあいセンターで開催し、約360名の方に参加いただきました。この説明会では、市の見直し方針に対し、多くの方から賛同の議をいただくことができたと考えております。そして、6月19日、市が事業者へ期待するサービス水準の性能ですとか機能等を示した業務要求水準書というものがあるのですが、それについて、全事業からきら市民交流センタ

一を除いた変更案の概要を市議会に説明し、契約書に基づいてSPCに通知をいたしました。これは、3月5日に公表した見直し方針に基づき、平成28年に契約をしました事業内容を変更するものであります。続いて、7月10日、きら市民交流センター支所棟について、市民の皆様からの批判が多かったフィットネススタジオ機能を取りやめ、市民の活動拠点を確保することを目的に、生涯学習機能を、簡単に言えば公民館機能とさせていただければ結構ですが、最優先に検討した用途変更案というものを作成し、市民の皆様から御意見を頂戴し、それをもとに作成いたしました業務要求水準書の変更案を8月9日に市議会に説明した後、契約書に基づいてSPCに通知をしております。8月6日、SPCから、工事一時中止で費用が増加したとして中止窓口対応業務などの人件費ですとか一色支所の仮囲い等のリース料などの平成29年度分約6,000万円の支払いを市に求め、名古屋地方裁判所に提訴がなされております。これには、市としては、工事中止の当初から契約書に基づき支払うべきものは支払うとし、SPCに対し支払うべき費用であることがわかる資料の提出を繰り返し求めてまいりましたが、十分な資料は提出されませんでした。今回の訴訟において十分な裏づけとなる資料が提出されれば、問題解決に向けて前進できると考えております。

次に、SPCとの協議について説明をいたします。

11ページをごらんください。

見直し方式の公表後、9月までに17回、SPCと協議を行ってまいりました。主な内容としては、工事一時中止に伴う増加費用についてや業務要求水準書の変更案などです。見直し方針では、計画のとおり実施するもの、計画の内容を変更するもの、計画を取りやめるものと方針を定めました。市といたしましては、この計画を取りやめるものも含めて、業務要求水準書の変更というもので対応できると考えておりますが、計画書に解除に関する条項がないことに加えて、市とSPCとの間で契約条項に対する解釈の違いもあることなどから、現在、見直し協議に時間がかかっているという状況にあります。SPCとの協議につきましては、誠心誠意に努め、解決に向けて今後も取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

最後に、今後の予定について説明をさせていただきます。

3月に公表しました見直し方針に基づき、SPCに対しまして、6月19日にきら市民交流センターを除く施設の、8月9日にはきら市民交流センター支所棟の業務要求水準書の変更案というものを通知いたしました。現在、この変更案について協議中の状況にあります。まず、きら市民交流センターのアリーナ棟につきましては、コミュニティ公園体育館や吉良野外趣味活動施設などを集約したスポーツを中心とした施設として内容を検討中であります。今後、業務要求水準書の変更案を取りまとめ、11月下旬からホームページに掲載するとともに、吉良町公民館、コミュニティ公園、吉良野外趣味活動施設へ掲示をいたしまして、変更案に対する意見を市民の皆様からお聞きしたいと考えております。その後、いただいた御意見を踏まえて変更案を完成させ、12月をめどにSPCに対し協議の請求を行っていく予定であります。

続いて、きら市民交流センター支所棟については、SPCと業務要求水準書の変更案について協議中ではありますが、津波一時待避所などの防災の機能の一助を担えること、支所棟について工事現場保全費用などの増加費用が生じなくなること、買取予定日が移行できることなどから、10月に工事を再開しております。この工事は、支所と防災倉庫などの機能は当初の設計どおり施工いたしまして、フィットネススタジオ機能については、生涯学習機能、公民館機能への用途変更配慮をして、建築基準法ですとか消防法の完了検査が受けられる最小限の仕上げとするものであります。

続いて、旧一色支所の庁舎の今後の扱いについてですが、これについて協議をする組織であります「一色町役場を考える会」というものが6月25日に一色地区の住民の有志によって立ち上げられております。これまで考える会が検討していたことを説明して、地域住民の方の意向をまとめるための住民集会在、この前の日曜日の11日に開催をされまして、参加者に対してアンケート調査も行われております。今後、考える会のほうで地域住民の意向をまとめて、住民の声として

市に届けていただくと聞いております。市といたしましては、地域住民の皆様の声を尊重しながら、最終的な方針を決定していきたいというように考えておりますし、また、本日のアンケートの中でも御意見があれば書いていただきたいというように思います。

次に、多機能型市営住宅ですが、こちらは、建設予定地にありました旧一色支所の今後の扱いを検討するため、建設取りやめという方針とさせていただきます。市営住宅の在り方については、現在、市の在り方の見直しを行っております市営住宅長寿命化計画というものがありますが、その計画の中で、市営住宅の供給方法ですとか、建設場所ですとか、戸数というものを市全体のその在り方の中で検討をしている状況にあります。

そして、寺津温水プールにつきましては、要望内容の実現が見込めないため、建設を取りやめる方針としました。こちらについては、学校のプールそのものの在り方について、プールの老朽化の度合いですとか児童数の状況などを考慮して、各学校の実情に合わせた柔軟な計画を策定していきたいと考えております。矢田小学校のほうが児童数の増加によりまして、来年度、プールを廃止いたしまして、近隣の温水プールを利用するというように切りかえて、そういう予定でありますので、まずはその状況をしっかり見据えた上で今後を考えていきたいというように考えております。

最後に、12ページをごらんください。

市民の皆様からPFI事業に対し疑問に思っている点をQ&Aとしてまとめたものになります。1つ御紹介させていただきますと、左側の一番下、「見直しによる財政的な効果は」の問いについてであります。建設や改修を取りやめることで事業費を削減できると考えておりますが、現時点では具体的な金額の試算はできていません。事業を包括して発注していることから、個々の事業費が算出できない契約となっているためであります。市民が望まない公共施設をつくれれば、長期にわたりその施設を使用し続けなければなりません。市民が望まない施設はつくらないことが一番の最適な効果であると考えております。今回の見直し方針については、市民のニーズを反映させたものであります。時間の都合上、全てを御紹介できませんけれども、PFI事業について理解を深めていただければと考えております。

以上で、官民連携で進めるPFI事業の見直しの説明とさせていただきます。お願いします。

#### ○細田秘書課長

以上で、説明を終わります。御意見や御質問のある方は挙手をお願いいたします。皆さん、いかがでしょうか。どんな御意見、御質問でも結構でございます。どうぞ。

#### ○市民④

PFI事業を今、ちょっと見たら、30年契約で198億円。その前の議題の市民病院の純損益が7億5,000万円くらいかな、もう5%にはいかないですね。そのことがえらい問題になって、30年間で198億円のもの、前の市長が契約したんでしょう。本当にひどいなと。今、裁判が起されて、内容を教えてくださいと言ってもなかなか教えられないでしょう。こういうずさんな計画を新市長は、もう見直すということで当選されて、今、動いていますよね。そういう意味では、大賛成です、そんなもん中身がわからないやつを市議員が多数でぱっと決めて、それで行くという。本当にひどいなと思って、それできちんと内容を検討して、やるべきものはやればいい。でも、無駄で市民の要望のないものはやらない、そういう方針で本気でやってください。

#### ○市民⑤

市長にお聞きしたいのですけれども、一色の新しい「一色町役場を考える会」を催されたということなのですが、ちょっと私、興味があって参加させていただいて、そういう会を使われること自体には敬意を表するのですけれども、会場の質問で出たのですが、市長にお聞きしたいのは、その会の意見を酌んでぜひ市政に反映していくということなのですが、その会の会員数は御存じですか。会の会員数、御存じですか。

#### ○中村 健市長

会員数は聞いております。

#### ○市民⑤

何人ですか。

○中村 健市長

8人です。

○市民⑤

8人ですよ。8人の数と、これは、賛成、反対、私はわかりませんが、地方議員がいて、これは会場で出た質問なのですから、どちらに重きを置くかといったら、当然、住民の声としては、ね、議員の声だと思うのですよ。だから、反対、賛成、別ですよ。8人の方にそんな責任を負わせて、重要な地域の公的な施設の判断を任せるとするのは少しおかしいというか、聞かないのですけれども、参考にします、参考にしますなんて。結局最後は住民の声を聞いて判断しましたなんて。議会制民主主義というか、直接の民主主義でやっているわけではないので、そこはきちんと、そのたびに、今回もそうですけれども、整理されて説明しないと。こちらは言い放し。市政というか、執行責任者の都合のいいところの意見をつまみ食いして。これは、つまみ食いというのですよ。市長、必ず住民の多数と言いますが、市長のしたアンケートの中で完全に反しているものもありますよね。御存じですよ、それは。住民のアンケートをとって、住民の50%以上は、これをつくってくださいというのを、個人の判断でつくらないようにしていますよね。その辺のところをきちんと整理していただかないと、こちらは座っていて言いたいことを言うだけですから時間の無駄だと思うのですよ。

以上です。

○細田秘書課長

ほかは、この問題についていかがでしょうか。

ではまた、もしあるようでしたら、最後のまとめの時間でお受けしますので、では、次のテーマに移らせていただきます。

次のテーマは、産業廃棄物最終処分場問題について、説明をいたします。

○中村 健市長

3点目、産業廃棄物処分場問題についてであります。

こちらについては、資料の上段が1ページ、下段が2ページというような形でページ番号をつけておりますので、お間違いのないようお願いをしたいと思います。

それでは、1ページをごらんください。

一色町生田竹生新田周辺の航空写真になります。三河湾沿岸部の一色中学校の近接地、赤色の線で囲まれている区域において、民間事業者が巨大な産業廃棄物処分場を計画しております。なお、産業廃棄物を略して「産廃」と呼ばさせていただきますので、よろしくお願ひします。

この産廃処分場の計画区域内には、別の事業者が設置し、管理を途中でやめてしまい放置された産廃処分場の跡地があります。計画地の近くには一色中学校のほかに住居や地域ブランドの認定を受けた一色産うなぎの養殖場があり、三河湾はノリの養殖やアサリを初めとする魚介類の漁場ともなっております。また、この地域は、2ページにありますように、明治中期に海を埋め立ててできた新田ですので、非常に軟弱な地盤であることも想像できます。このような場所に新たな産廃処分場が現在計画されております。

次に、3ページ、産廃処分場問題の経緯をごらんください。

昭和59年に鋳物砂を処分するための産廃処分場が設置され、平成6年に拡張されました。この時点で処分する産廃も焼却灰や汚泥、廃プラスチックなどに拡大されました。また、この処分場には西尾市が排出した焼却灰も処分されておりますので、市としても一定の責任を負うということと言えます。平成15年には排水処理施設の運転が停止し、平成18年には愛知県から施設の許可が取り消されるという事態に至っています。その後、放置されたこの産廃処分場跡地の問題に苦慮していたところ、平成25年に三重県の事業者が、放置された産廃処分場跡地の無害化と新たな産廃処分場の設置を市に提案してきました。なお、提案を受ける前に、この事業者と市との間で定期的に勉強会が開催されておりました。この勉強会に臨む市の基本的な姿勢というのは、放置された産廃処分場跡地からの汚水の漏れ出し等による周辺環境への影響を未然に防止するために

は、今後の方策として、産廃処分場跡地の無害化を解決方法の1つとして考えており、単に新たな処分場だけを設置することには配慮すべきであるという考えがあったようであります。こうした考えから、当時、市としては、産廃跡地の問題に対して多額の税金を投入せずに解決できることから、用地買収を進めていくことについても話し合いがなされていたことも事実であります。ちなみに香川県の豊島というところでは、不法投棄された産廃を全て運び出しするために約560億円の税金と15年以上の歳月をかけて問題解決に向かっているという事例もあり、当時は産廃跡地の無害化とあわせた新たな産廃処分場建設も1つの方策という考えになっていたのではないかと思います。しかし、その後、平成26年度に愛知県が南海トラフ巨大地震による被害想定を公表したことを受け、市としては、有識者により産廃跡地の問題と新たな産廃処分場建設の問題について協議を進めました。

4 ページ、放置された産廃処分場跡地の対応をごらんください。

産廃処分場跡地への対応に関して、平成26年度から平成29年度にかけて、地域住民や地場産業団体の代表、弁護士、大学教授などを委員として今後の解決方法について協議を重ねました。協議結果は、県や市の周辺環境調査で異常が見られていないこと、植物が繁茂していること、生き物の生息が確認できることから、現時点では掘り返しなどを行わずに環境監視を継続・強化していくべきとの提案書を取りまとめられ、報告されました。市としては、この提案は、専門的知見を踏まえた提案であるため、内容を尊重し、周辺環境の調査を現在、継続しているところであります。

5 ページ、民間事業者による新規産廃処分場計画の概要をごらんください。

事業概要は、最終処分場と焼却施設の設置とされています。産廃処分場跡地の無害化が必須であったため、焼却施設と埋立処分場を設置し、跡地に埋められた廃棄物を掘り返し、焼却して無害化し、隣につくる埋立処分場で処理していくという計画です。計画面積は約53ヘクタール、埋立容量は約1,000万立方メートル、名古屋ドーム約6個分の容量となります。年間約30万トンと受け入れ、1日当たりでは約1,250トン、10トントラックで125台分となります。埋立期間は40年から50年という日本最大級の計画でありました。施設設置の許可は愛知県知事となりますが、許可されずと、産廃は愛知県内だけでなく全国から運び込まれます。数十年後、埋め立てを終えた後も汚水処理施設は管理し続けなければなりませんし、汚水処理が適正に行われたとしても、廃棄物が分解するまでこの場所に残ります。このような事業計画が示された後、事業者は用地買収を進め、現在、産廃跡地の部分と計画地内の一部の土地を除き土地売買契約を終えていることを把握しております。しかし、施設設置に向けた届け出は行われておりません。

次に、6 ページ、南海トラフ地震による被害想定等をごらんください。

新たな産廃処分場建設計画が市に提案された約10カ月後に愛知県が南海トラフ地震の被害想定を公表しました。西尾市では、最大震度7、死者数3,200人という想定外の内容でした。産廃処分場計画地周辺の被害想定を見ると、津波の関係では最大津波高は4.4メートル、計画地を含め、周辺が浸水するというものでした。

7 ページをごらんください。

計画地周辺の最大震度は6強、液状化リスクは極めて高い地域とされ、昭和20年の三河地震では、この新田は60センチの地盤沈下が発生したと記録されております。このような被害が想定されているこの場所が産廃処分場建設地として適しているのかという点について研究するために、有識者により西尾市産廃処理施設建設計画影響調査研究会というものを設置して、専門的に客観的に研究をしていただきました。

この結果等について、9 ページから11 ページにかけて掲載をしております。

西尾市産廃処理施設建設計画影響調査研究会は、環境影響評価、教育環境、環境技術、内湾環境、野鳥環境、地域経済、防災技術、地盤工学を専門とする7名の有識者で構成し、建設地としての適否について研究を行いました。先に結論から申し上げますと、「今回の産廃処分場建設は、回避されることが望ましい」との研究結果が示されました。その結論に至った有識者の主な意見を御紹介しますと、9 ページの三河湾の環境の観点では、産廃処分場から三河湾に有害物質が流

出した場合、愛知県だけでなく、全国の消費者に影響してしまうことや県全体の漁業従事者の生活が損なわれることが指摘されました。10ページの教育環境の観点では、計画地から一色中学校までは約150メートルと近距離にあることなどから、悪臭や空気の汚れ、処分場内で作業する重機の騒音などの問題が発生し、学校生活に大きな影響が懸念されることや、運搬車両が何百台も通行することになれば通学時の危険につながるため、適当とは言いがたいとの指摘がありました。11ページの経済の観点では、産廃処分場による衛生や騒音などの健康面、精神面での被害や産業界への風評被害も懸念され、地域経済にも悪影響が考えられることが指摘されました。また、防災、地盤の観点では、南海トラフ地震発生の確性が高いこと、計画地は海拔ゼロメートル地帯であり、発生時にはさらに地盤が沈下し浸水する可能性が高いこと、地震により海岸堤防の決壊や沈下が予想され、堤防機能は期待できないことが指摘されました。こうした意見を総合的に判断された結果、結論として、「産廃処理施設の建設は、多方面にわたって悪影響を及ぼすことが明白になった。現世代のみならず、次世代の西尾市民、また愛知県民にとって不利益をもたらす今回の産廃処理施設の建設は回避されることが望ましい」との見解が示されました。

12ページに、西尾市産廃処理施設建設計画影響調査研究会の委員でありました名城大学の鈴木教授は、三河湾への汚濁物質の拡散を予測した結果を掲載しております。産廃処分場建設地から5日間にわたって汚濁物質が漏れ出した場合、10日間で潮の流れや風によってどのように湾内に拡散していくかを予測したものです。8月、1月と季節によって違いはありますが、たった5日間、汚濁物質が漏れ出しただけで三河湾の主要な漁場を失うことが示されております。

13ページをごらんください。

建設地の前面には三河湾最大の一色干潟が広がります。干潟に生息するアサリなどの二枚貝には水質を浄化する働きがあることもわかっており、三河湾の環境に大きく影響していると言えます。もし干潟が汚染されることになれば、保全すべき西尾市の財産を失うことになってしまいます。

次に、14ページ、新たな産廃処分場建設反対に関する要望等をごらんください。

産廃処分場建設の問題には、市民の方や各種団体を中心として反対の声が高まっています。市民の反対活動としては、平成27年度に地元の生田町内会が署名活動を実施し、また、地元の方や各種団体が中心となって立ち上げられた「三河湾沿岸の環境・生活・産業を守る会」においても署名活動が行われました。さらに、ことしの5月には、地元にとどまらず、産業関係団体、環境団体、また、市民で構成する「産廃建設阻止！西尾市民会議」が立ち上がっており、一層反対の声が大きくなっている状況にあります。

また、15ページにありますように、三河湾への影響を懸念して漁業団体の西尾市議会においても愛知県知事宛てに意見書を提出しております。市といたしましても、平成29年度に前市長が愛知県知事宛てに建設を許可しないことを求める要望書を提出しております。その後、今年、平成30年5月には、私みずからも、先ほど説明申し上げました西尾市産廃処理施設建設計画影響調査研究会の研究結果を受け、再度、愛知県知事宛てに要望書を提出しております。市民の皆様の生活環境や豊かな海・三河湾、そして、一色干潟を保全するとともに、海、川、山といった自然豊かな西尾市を未来に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責任であると言えます。また、地域ブランドに認定されている一色産うなぎ、西尾の抹茶、三河一色えびせんべいを初めとする地場産品を守ることも重要なことと言えます。

では、最後に、どうすれば建設を阻止することにつながるのかということについて述べさせていただきます。

産廃処分場の設置を許可するのは愛知県知事です。県は、事業者から施設の設置申請が提出された場合、廃棄物処理法に基づき審査することになります。愛知県としては、事業者から提出された書類に不備がない場合には許可しなければなりません。仮に、一色町生田の三河湾沿岸域において新たに1カ所に許可されてしまうと、西尾地区や吉良地区の同じような場所でも産廃処分場は設置できるという事実を示すことになってしまいます。栃木県那須塩原市では、平成の初めごろに数カ所しかなかった埋立処分場が、その後一気に増え、現在では130カ所にも膨れ上がって

しまったようです。西尾市もそうならないために、私自身一貫して今回の産廃処分場建設には反対の意思を示しています。事業者が市民の反対の声を受けて撤退することが最も望まれることではありますが、手続が進められた段階では、県が行う書類審査をより慎重にさせていただくことが重要と考えています。産廃処分場の建設計画が進められた段階で阻止できた例としては、熊本県水俣市が挙げられます。水俣市では環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの手続が進められた段階で市民の方から多くの質問が出され、それに対応し切れずに撤退に至ったということを知っています。水俣市の例のように、市民の反対の声を今以上に大きくすることが大切でありませぬ。具体的には5月に立ち上げられました「産廃建設阻止！西尾市民会議」の活動に御賛同いただける多くの皆様に参画をしていただき、活動を維持・活発化していくことが必要です。私自身は、今後も今回の産廃処分場建設には一貫して反対してまいりますので、皆様方におかれましては、この問題に関心を持ち続けていただいで、正しい情報を広げて、できることに参加をして行動していただきたいと思ひます。

以上で、産業廃棄物処分場問題について、説明とさせていただきます。よろしくお祈ひします。

**○細田秘書課長**

以上で説明を終わります。御意見や御質問のある方は挙手をお願いいたします。この件について、よろしいでしょうか。御意見、御質問、どんなことでも結構です。どうぞ。

**○市民⑥**

今のお話の中で、県が許可すればそのままやれるというお話ですけれども、地元の承諾って得られなくても全部やれちゃうんですか。

**○鈴木産廃対策室長**

産廃対策室長の鈴木でございます。今ほどの質問、地元の意見を聞かなくてもやれてしまうかということでございますでしょうか。

**○市民⑥**

承諾。承諾の印鑑をとるようなことはないんですか。

**○鈴木産廃対策室長**

法令上、当然、産廃処分場からは、最終処分場に限っては、汚い水を出したりしますので、当然、隣接する海水、海ですね、そういったところ、漁業権が設定しているところであれば、漁協の同意が必要、それと、当然地元の町内会等も隣接する地主初め、そういった同意が必要になるということになりますけれども、反対の声があったとしても、書類上の不備がなければ県のほうは建設のほうを前向きに進めていくという考え方であるようです。

**○市民⑥**

それはできるという話ですか。

**○鈴木産廃対策室長**

そうですね。県のほうでは、書類が整って内容的に不備がなければ…。

**○市民⑥**

書類というのは承諾が得られなくてもいいということなのですか。

**○鈴木産廃対策室長**

いや、承諾というのは絶対条件ではございません。承諾、一応とりますけれども、ない場合でも話が進んでいくということがございます。

**○市民⑦**

済みませぬ。それに関して、これは裁判になった場合はどうなります、市長。裁判できないのですか。原発でも、これは同じなんですよ、結局は。市は対策って、もう考えているでしょう。

**○鈴木産廃対策室長**

市はもう当然反対の方向で…。

**○市民⑦**

いやだから、反対というのは言うことであって、実際行動するかなんですよ。僕は市長に言いたいけれども、5年後はどうなるかということ。結果を出さなければ、おたくたち、何やっ



るかなんですよ、市民から言えば。やはり結果を出してください、早く。安心しますから。

○鈴木産廃対策室長

ただですね…。

○市民⑦

検討しますとか、おたくらが検討しますと。僕も専任委員会とかいろいろ市のことをやってきました。「検討します」「考えます」では、やめますということなんです。だからもう少ししっかり、やるならやる。裁判やるならやると言わなければ納得しないんですよ、住民は。もう少しきちんと言ってください。

○鈴木産廃対策室長

市のほうから業者に対して裁判をするということですか。

○市民⑦

もちろん。

○鈴木産廃対策室長

市のほうから裁判というのは、向こうが違法なことをやっているというような場合は当然裁判になりますけれども、法律に基づいた手続に、それに沿って建設を始めるというようなことにつきましては、当然裁判、これはなかなか難しい。

○市民⑦

これは県に対しての裁判ですか。

○鈴木産廃対策室長

いや、違います、業者に対してです。業者が、当然不法行為を。

○市民⑦

事業認可は県でしょう。

○鈴木産廃対策室長

そうです。許認可は県でございますけれども、では、県に対して何を根拠に裁判するのかという…。

○市民⑦

だって住民がと言われたとおりです。

○鈴木産廃対策室長

ですので、同意というのが100%ではないんです。

○市民⑦

言っている意味がわからない。だから、住民がみんな反対しているではダメなんでしょう。

○鈴木産廃対策室長

いや、でないよ、全員反対していたら、日本国中、産廃処分場というのはできなくなってしまうよ。

○市民⑦

それなら西尾でやらんでもいいじゃん。

○鈴木産廃対策室長

ですので、今のこの一色町の生田地区、こちらについては、影響が大きいということから、西尾市としても反対を表明しているところです。

○市民⑦

実際やってしまったら、事業認可をやらざるを得んじゃん。

それでできてしまったら、何でもそうですけれども、反対できないでしょう。

○鈴木産廃対策室長

ですので、今、書類的な手続は一切行われておりません、まだ。ええ。行われていないときに、市も当然、愛知県には反対の要望をして、続けていきます。ことし5月には、市長が先ほど申しましたとおり、県知事に対して反対の要望活動をしております。

○市民⑦

予想は、結果は、市はどう思っているのですか。やめられるのですか。

**○鈴木産廃対策室長**

それは今後の市民の方々をはじめとした反対運動いかんです。やはり許可権者である愛知県というのは、民意というものを当然尊重すると思います。これは、書類が出てしまっただと、当然、法令に基づいて判断していかなければいけない。書類が出る前、これに民意をいかに大きくするかということにかかってくるのかなというように市としては思っております。

**○市民⑧**

この件もそうですし、前の2つの案も同じなのですが、普通にいくと、今のこの最後の件なども、法律的には阻止できないみたいなのですが、実際にこの水俣市では何とかなったわけですね。ですので、今、質問された方も聞きたかったのはそこで、法律的にだめだというのだったら、この水俣市のような形に持っていくにはどういう方法がありますか、そういうところを考えられているのかというのが今の方の質問になるのかな。

病院のほうもそうです。普通に考えたら、じり貧になっていくというのは誰でも感じるんですね。そこを何とか持っていこうとするには、別の方法を考えなければいけません。少し考えにくいですが、給料を倍にしたら人が来るのかとかね、そうしたときに市民はどのくらい負担しないといかんのかとか、そういう提示がないと、市民は具体的なイメージができないのです。費用を10万円出すのだったら病院が遠くてもいいやと思うかどうかですよ。そういった市民が具体的にイメージできる、行動できるような形のお話がいただけると、きょうここに出席されている方も何かしようと。だから、ここに出て来られている方が具体的な行動に出られるようなお話が聞けるとありがたいと思います。

**○鈴木産廃対策室長**

ありがとうございます。

まず、水俣市がどのようにして産廃を断念させたかということにつきましては、一番大きいのはやはり市民活動。市民の皆様一人一人がその計画の内容を知って、その計画にいかん不安を持つ。そして、市民の方が協力し合って許可権者である県のほうに、もう建設してもらっては困るという声を大きくして産廃を阻止して、結果的には業者が撤退したという動きがございます。西尾市も今現在、先ほど市長の説明があったとおり、ことしの5月12日でしたけれども、「産廃建設阻止！西尾市民会議」という会議が立ち上がりまして、その市民会議をいかに大きく盛り上げて、民意を大きくして県に届けるか。三河湾全体に及ぶことですので、西尾市民だけではなく、やはり三河湾沿岸の町民、市民、要は愛知県民ですね、愛知県民の声がいかに大きく愛知県のほうに届くかということがございますので、その活動を少しでも情報提供をはじめ、この市民会議のほうと協働しながら、この問題について対応していきたいと思っております。

なお、この市民会議ですけれども、ことしまだ5月に設立したばかりということで、今現在、形になるような活動というのがなかなか展開できていないという状況。今後につきましては、さらにこの市民会議への参画を呼びかけて、大きな力で愛知県のほうに、西尾市内、三河湾沿岸にはもう産廃は必要ないのだということを語りかけて要望していくという流れで市のほうは考えております。

**○市民⑨**

今、具体的な活動なんですけれども、気持ちとしてはそういうことなんですけれども、もっと具体的にこう、何か今、西尾市民会議のメンバーに役割を分担させているような感じがして仕方ないんですけれども、要するに、市としては、その人たちをリードするために何をしていくかというところが私は知りたいと思っていまして、例えば、町民ごとに毎週デモ行進をさせるとか、旗を街道沿いにずっと並べるとか、そういうようなところを率先してやるということは、市のほうとしては、そういう案というのはないのですか。それは、市民からの盛り上げでやってこないでだめだというような感じなのでしょう。

**○鈴木産廃対策室長**

そうですね。市民活動を市のほうがリードするという考え方、それも1つあるかとは思いま

す。でも、実際、産廃を阻止した、先ほど申しました熊本県の水俣市、それと、隣の岐阜県では御嵩町、こちらのほうがやはり大きな産廃処分場計画があって、この両団体とも市民の力、本当に市民の方がもう危機感を感じて力を合わせるというところで、余り市のほうには頼らなかった、町のほうに頼らなかったというところがございます。やはり市としましても、もし申請が出てくれば、市として対応する申請部分については、当然中立的な立場で書類申請をしていかなければいけないというところですので、市としましては、もう書類しか整わない段階で市民の方の声を大きくして、産廃の建設、これを断念していただくというように考えておりますので、その中で、市がリードして市民会議のほうを圧迫するということより、市民会議のほうが大きな力となって、陰ながら市がそれを支えるという形がほかの市町の事例を見ても基本的なところになっていると。市の言うがままに、「じゃあ、デモ行進やります」というようではなくて、市民みずからが、「こういうことをしたい。じゃあ、こういうことをしよう」というようで許可権者である県のほうに語りかけていくと、これが基本で、市民活動の基本であるかなというよう市は考えています。

#### ○市民⑩

おおむね私も市の方針に賛成なのですが、少し聞きたいのは、今ある産廃処理場の土地なのですけれども、そこに埋められている土地も同じように、南海トラフというか、それが起きてしまったときに、同じような環境に悪影響を与えることがあると思うのですが、仮に、変な話ですけれども、地震が1年後来るとしたら、反対はもちろん反対なのですが、今のこの問題のある土地の流出をどうやって防げるかということを具体的にお聞きしたいということ、これは住民の生活の問題ですから1つと、産廃処理場、三河湾に流出したらもちろんものすごい悪影響を与えるのですけれども、たしかA S E Cですか、武豊町のA S E C、市の産廃計画について思うのですが、それともう一つ、産廃計画で、もうオーバーキャパして使われなくなった、もちろん西尾市役所からも搬出していましたよね。ポート、碧南の沖の島のポートなのですが、あれも同じ産廃処理場で海の中にありますよね。あれも同じ条件ですよ。そうした場合、県と市がどういった違いでまた同じような形で被害を最小限にとどめようとしているのか。例えば、防潮堤が向こうは高いだとか低いだとか、そういう問題を少し具体的にというか、教えていただきたいのですけれども。

#### ○鈴木産廃対策室長

ありがとうございます。

そうですね。今、ネックとなっている問題が、放置されてしまった産廃跡地、当然約15ヘクタールほどある土地に産廃が放置され、平成18年度には愛知県から取り消しを受けた。その後、放置が続いているという状況。合併前の旧一色町が、やはりその問題を解決するにはどうするのかというところで県とも話し合いをしてきたのですけれども、今日に至るまで、その解決方法というのが明確に示されておりません。

当然、被害が生じた、何か危ないものが漏れ出したということになると、今度は県のほうが行政代執行という法律に基づいた手順を踏んで、その残された産廃を片づけていくという流れになりますので、今現状においては、市長の説明にもあったとおり、とりあえず監視を強化して、少しでも異常があれば少しでも早くそれを見つけ出したいというところで、予算をつけて近接の水道の水質調査、そして、跡地自体の調査も本年度から始めているところがあるのですけれども、異常があれば、すぐにでも愛知県と連携して対応をとっていききたいと市は考えているところでございます。

あと、A S E C。これは武豊の火力発電所のすぐ隣に巨大産廃処分場をつくっております。それも確かに海の中でございます。それと碧南の海のほうには衣浦P Iというそれぞれ産廃処分場がございます。ただ、A S E C、それと衣浦P I、これは公共が絡んだ、要は第三セクターで運営してきた処分場でございますので、この南海トラフ地震、実際にはどのように対応していくかということが確認はとれておりませんが、公共が設置した施設でございますので、被害があれば、何らかの異常等が事前に察知できるものであれば、それなりに対応はされていくと思

ます。

ただ、民間100%の処分場というのは、当然もうけ主義ということですので、マイナス面が大きくなると、もうこの放置された処分場の業者も一緒なのですけれども、会社を潰して逃げていったというようなことが考えられます。したがって、民間と公共が絡んだ処分場というのは、後を考えるか、しっかりするか、それとも会社を潰してしまうかという大きな違いがあるのかな。その中でA S E Cと衣浦P Iにつきましては、公共が絡んでいるので、今現在は大丈夫という思いでおります。

#### ○市民⑩

簡単に2つだけなんですけれども、1つは、先ほどの計画の反対につながるものなのですけれども、業者のほうは、結局、この最初の跡地があるために、ここを私どもが処理するというのを釣りの餌にして、結局、関心を経済的なことで寄せていくわけですよ。産廃廃止も重要なのですけれども、この適切な処理ができるということがわかったら、基本的に業者は撤退するわけですから、そちらを早く。民間と申しますけれども、外の防潮堤は、これは県の仕事ですよ。ここは県のいた場所ですから財源を使って高くすることが必要ですし、先ほど、産廃処分場の運営主体が公共と民営と2つに分けましたけれども、別に、こちらは民営だから低く、こちらは公共だから高くつくるわけではないのですから、公共でどのような形で海にある産廃処分場を守っていくということがわかって、それが適切であるとするならば、当然市側もそれを見習って、そういう形でここを守ればいいのではないですかというのが、2つだけです、以上です。

#### ○鈴木産廃対策室長

今ほどの、では、前の海岸堤防、これがどうなっているかというところでございますけれども、実は、西尾市の海岸堤防というのは、耐震化も他地区に比べるとかなり進んでいる。県の土木に確認すると、愛知県内、まだ耐震化に至っていない海岸、結構ある。西尾市ばかりではなくて、やはりそちらのほうもやっていかないと公平感に欠けるといことがありまして、市としましても、やはりその産廃処分場の前の海岸堤防につきましては、南海トラフの地震が来てもいいように、しっかりとした基準の堤防をしていただきたいとは思っておりますけれども、まだ遅れている海岸堤防、そちらの耐震化のほうは当然優先されるべきものであると考えておりますので、市としましても、やってほしい、ですけれども、ほかの地区のことも考えるとなかなか難しいというのが現状でございます。

#### ○細田秘書課長

少し待ってくださいね、ごめんなさいね。

それでは、ここからは、今回、御説明をいたしました3つのテーマについて、御意見や御質問を受けたいと思います。

なお、終了は8時30分とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、御意見、御質問のある方は挙手をお願いします。

#### ○市民⑪

今、この産廃業者のこの利用地の買収率というのはどのくらいですか。

#### ○鈴木産廃対策室長

今現在、約九十三、四%というところが買収されているという状況でございます。ただ、反対する方もおみえになりまして、売らないという方もおみえになりますので、100%に到達するにはまだまだ時間がかかるのかなというようには思っております。

#### ○市民⑫

ちょっともう一つ。あそこ、排水処理場がありましたよね。水をくみ渡す。あれは組合だという話を聞いたのですけれども、あの組合も買収されてしまったということですか。

#### ○鈴木産廃対策室長

建物自体は西尾市が今所管しております。

#### ○市民⑬

建物自体ということは、あの土地は違うということですか。

### ○鈴木産廃対策室長

はい。下の土地は、底地につきましては、業者の土地というようになっております。

ただ、弁護士の方にも確認しているのですが、もう何十年にもわたって、その土地があつて排水をしている排水権いろいろございますので、立ち退き等については、即刻適用されるものではないというように現在も伺っております。どうですか。

### ○市民⑫

わかりやすく、もう少しわかりやすく教えていただければと思います質問させていただくのですが。この18ページですね。「水俣市では環境影響評価の手続が進められた段階で市民からの多くの質問が出され」、こうなっているわけですが、西尾市は、これはどういう段階なんでしょうか。どういう状況で進んでいるのか。つまり、この業者側のほうの進み具合ですね、そういったものが少し私にはよくわからなかったもので、これを質問します。

よろしく申し上げます。

### ○鈴木産廃対策室長

水俣市のこの環境影響調査に対しての市民が多く質問したということは、実は、県によって、その環境アセス、これが適用できる面積が違うわけですね。水俣市の場合は、新規処分場、面積要件に関係なく、県が定めた条例に基づくアセス調査を行わなければいけない。そのアセス調査に関しては、市民の意見をアセスに取りかかる前から伺わなければいけないという流れでございます。

この愛知県の環境アセス条例が、まず、面積がどうなっているかということになりますと、産廃最終処分場につきましては、25ヘクタールを超えないとその条例が適用されないというところで、53ヘクタールという数字が先ほどから出ておりますけれども、これは、例えば、産廃業者のほうで、ではこれを3分割して、1区画が15ヘクタールから20ヘクタールくらいでもう分割して工事を進めていくというような場合、愛知県の環境アセス条例では、もう市民の意見を伺うことなく進めていくことができると。それに対して水俣市は、もう面積要件は関係ない。1ヘクタールでも2ヘクタールでも、最終処分場を設ける場合は、市民の意見を聞いて、どのようなアセスをどのように進めるかということから入るものですから、水俣市は、その環境アセスの入る手前でもうつまづいてしまったという流れで、業者がもう撤退のほうをすることになっておりますけれども、愛知県は、この環境アセスの面積要件が相当緩いものですから、もう業者が勝手に自分で一番簡単な環境アセスをやれば済んでしまうという流れがございますので、この県の条例の在り方がもう熊本県と愛知県でかなり違う。違いがあるために環境アセス、それができたとしても、やるとしても、皆さんの意見が全く反映されないというところがございますので、そのあたり、やはり市民の力があつても、大きく影響するところと、ほとんど影響しないところがあるということがございます。

### ○市民⑬

これは、西尾市にとって大問題であるわけですが、もしこれが生田地区に建設されるということになれば、その影響が三河湾全体に及ぶという御説明がありました。西尾市はもちろんそうなのですが、近隣市町村、蒲郡市、豊橋市、田原市とか、その辺との連携または応援というのですかね、その辺のことはどうなっているのでしょうか。西尾市だけで行っているものなのかということをお伺いします。

### ○鈴木産廃対策室長

御意見ありがとうございます。

この西尾市の産廃問題、当然三河湾は1つでございます。三河湾に面した市町には当然情報提供、こんな動きがあるという情報提供を与えております。興味のある市町村につきましては、市長みずから聞かせてくれというようなこともございますので、西尾市だけではなく、三河湾全域の市町でこの問題に対応していきたいと西尾市は考えております。

### ○市民⑭

その用地が買収されている93%があるのですが、これは建設計画を変えたら、93%の土

地でも始められるということですか。

#### ○鈴木産廃対策室長

そうですね。93%というのはかなりの土地になるのですけれども、その中には、当然、ぽつんぽつんとまだ売ってみえない方、おみえになります。あと、市と、要は、市が管理する道路というのも縦、横走っているわけです。議会の答弁にもありましたけれども、市道は売却しないという方向性も示しています。あと、売らない方の話を聞くと、最後まで頑張るといような方もおみえになりますので、そうなる全体を開発するのはなかなか難しい。市道で囲まれた中にありますので、かなり規模が小さくなってしまいます。規模が小さくなると、業者に対して十分事業を展開するメリットがあるのかということまで及んでいくと思いますけれども、いかんせん、業者ではないものですから、どの程度の規模でじゃあやったらということまで市としては情報はつかんでいないところでございます。

#### ○市民⑮

市民病院の件なのですけれども、市民病院としてというか、西尾市として安城の更生病院とか、それから、藤田保健衛生大学病院の来ることを踏まえて、西尾市民病院としては、どのようになっていくかという青写真というのは持っておられるのでしょうか。

#### ○高須市民病院事務管理課長

失礼します。

とりあえず今、私どもとしては、抜本的な改革ということで、碧南市との将来を見据えた統合ということをしていただく。それ以後の話については、現在のところ、青写真といえますか、先ほど資料のほうにもございましたように、その他の抜本的な改革で他の病院との統合以外には、指定管理だとか民間のほうに売却をするというようなことがあるのですけれども、それについては、今のところは考えていないと聞いています。

#### ○市民⑯

まず、市民病院をどういようにしたいかというところを、考えを持ってそちらのほうに積極的に進めていってほしいというように僕は思うのですけれども、それは、市民病院としては大きなところと対応するというのは非常に難しいと。だから、赤字を例えば5億円の範囲で負担するのだけれども、それは、医師が、病院が、心療内科とかいう診療する項目が少なくなるかもしれないけれども、最低限ここまでやるのだというように、担当の方がはっきり目標を持ってそこに進むべきではないかというように思っています。そういう意思がないと、市民病院というのは、皆さんの意見というか、地域の意見は、いい子いい子になったような、余り現状の赤字が解決しないようなものになってしまうのではないかと。だから、私はよくわかりませんが、市として、こういうように持っていきたいのだと。それを持って、市民をこういうように引っ張っていくのだという意気込みが僕は必要ではないかというように思います。

#### ○高須市民病院事務管理課長

どうも済みません。今現在の段階で具体的な案を示せずにおります。私どもとしましては、今、皆さんたちのアンケートなどをとらせていただいて、市民要望調査とか医師会関係などは世論調査をさせていただいたのですけれども、それらに向けて、先ほど市長も言っていました市民病院中期計画等評価委員会、こちらのほうで議論をさせていただく。我々としては基本的にはよりよい、何としてもこの西尾市に市民病院存続という目的がもうまず大前提にあるということで、それに向けて今現在やっているということでございます。

#### ○市民⑰

今、アンケートをとられたと言われましたけれども、どこでどのような内容についてのアンケートをとられましたか。市民病院でしょう。患者さんですか。

#### ○高須市民病院事務管理課長

市民世論調査というのが、2年に1回、市のほうが実施しております。対象者が3,000人の方を対象に、郵送でアンケートをさせていただいております。そのたくさんの中の1つの項目の中で西尾市民病院のことをアンケートでとっております。それから、あと、私ども医療関係者、西尾

市医師会だとか歯科医師会、薬剤師会などに向けて、専門的な見地から、市民病院の今後について、特に碧南市との統合について、この両方とも8月にアンケートを実施させていただきました。

**○市民⑩**

少しいいですか。要するに、経営不振というのか、入りと出のバランスがとれてないということですよ。出のほうは少しおいて、入りのほうが、要するに、患者さんが来てくれないと話にならないのですよね。患者さんがどのような不満を持っているかということについてのアンケートをとられたのですかということです。

**○高須市民病院事務管理課長**

済みません。具体的に不満があるかという、それだけのアンケート項目というのはとってはおりません。病院の中で市民満足度調査というものを実施させていただいて、7、8割くらいのいいような評価をいただいております。中にはきつい御意見をいただいたものもあります。

それから、あと、常設している「利用者の声」というのがございます。そちらのほうでも、今回の統合の関係について御意見は何っているところでございます。

**○市民⑪**

いや、そうではなくて、患者さん一人一人に対して、定期的にとというか、時期を決めてアンケートをとられていますかということです。

**○高須市民病院事務管理課長**

それにつきましては、今回の碧南市との統合という赤字の件でしょうか。さっきの。

**○市民⑫**

いや、だから、お客さんが少ないというのは、患者さんが少ないというのか、不満があるからかもしれないんですよ。

**○尾崎市民病院事務部長**

そうですね。まず、入院患者さんに対しては、退院時に満足度調査ということで、満足度調査というのか、これはアンケートになるのですけれども、そういったものをさせていただいておまして、ただ、100%の回収率ではないのですが。

それから、外来に関しましては、これは、年1回になってしまうのですが、外来の方に満足度調査という形で調査をさせていただいております。

**○市民⑬**

わかりました。

それで、少しそれについて、対策で患者サービスの充実と書いてあったので少し読ませてもらったのですが、ドクターの対応というところが余りよく思っていないみたいですけれども、外来の内科、何回か行きましたけれども、患者の顔を見ないですよ。コンピューターばかり見えています。

顔を見ないし、最初、挨拶もしないよ。こちらが、「こんにちは。きょうはよろしくお願ひします」と言っても、すぐ、「どうしましたか」という話から入りますよね。全然だめ。

**○高須市民病院事務管理課長**

私ども市民病院では、管理者会議というのを毎週1回、幹部職員が集まって会議を開いております。そちらのほうで情報共有のほうをさせていただきたいと思います。

貴重な御意見だということで、ありがとうございます。

**○市民⑭**

だから、はっきり言って、その病院、もうそういう形だし、検査しても、「ああ、これは少し検査不足で、もう一度検査します」って、同じ検査を2回させられました。2回とも料金払ったんです、何万円。その内科の担当医の、部長と聞いていたのですが、その方では判定できなくて、また後日来てくださいと。また、結果を聞きに行くのですが、どうしてそこで判断できないのかなと思ってね。カンファレンスすれば、それはすぐわかるでしょう。

**○高須市民病院事務管理課長**

しっかり持ち帰って協議させていただきたいと思います。

**○市民⑮**

基本的な話ですけれども、碧南病院と合併すると。それで、碧南市は矢作川の向こうへ持っていくということが基本ですよ。それは非常に大きな問題だと思うのです。もし矢作川を越えて向こうに行ったら市民の足はもっと遠のくと思いますね。これは基本的な初歩の初歩の問題だと思うのですけれども、これをどう思われますか。

#### ○高須市民病院事務管理課長

現実的には今の位置から矢作川の向こうに行けば、当然距離が遠くなるというのはおっしゃるとおりだと思います。しかし、その辺、前々から一番私ども病院として、市として、近隣でお願いしたい、それから、防災に強いところ、集客力のある場所ということでお願いしております。その辺も今回、中期計画等評価委員会、いろいろそちらのほうでも御意見で、今後、市は判断していかなければならないと思っていますけれども、その辺は我々としてはアンケート結果でもある程度そういうようなお話をいただいておりますので、その辺については、最低条件ということで進めていきたいと思っております。

#### ○尾崎市民病院事務部長

補足をさせていただきます。

今、碧南市からは碧南側でつくれという、そういった要望をいただいております。これは、決定をしたわけではございません。その碧南市の要望に対して、今後どうしていくかというところを、今、課長が申しましたが、評価委員会、そういったところで決定をしております。ただし、先ほども課長が申しましたとおり、当初から、西尾市が条件としているのは、1つは防災に強い場所、もう一つは集客力が図れる場所ということですね。この集客力が図れる場所、今、おっしゃったとおりです。場所によっては全然人が来なくなってしまう可能性が十分考えられます。ですから、必ずもう、もし新しい病院をつくるのであれば、患者さんがしっかり来ていただける場所で、それで、当然のことながら、建てる時に借金をしますので、それを返せる場所でなければ、これは建てるべきではないと思っております。

ですので、そういった集客ができる場所であることが最低条件で、そういった場所で、碧南市に適切な場所があるのであれば、それは1つ、当然考慮すべき場所だということには考えておりますので、無条件で碧南市がそう言っているから碧南市につくります、そういうことではないということをお承知いただきたいと思っております。

#### ○市民⑰

碧南市と西尾市の市民病院を統合して、人口が半分になるわけではないですね。人口そのままですね。1つになったら1人当たりの医者に対する患者数とか市民数というのは変わらんでしょう。だから、本当に市は市で独自に総合的な病院をきちんと置くという、それが大原則ではないですか。3町が合併して、では、もう一色も幡豆も庁舎が衰退したでしょう。それと同じで西尾市の市民病院がなくなって碧南市に行った西尾市の医療そのものの質が低下しますよね。そういうことがないようにしてほしいというのが大前提。

もう一つ、私も1月と5月に4週間、6週間入院しました、西尾市民病院に、迷うことなく。退院時にアンケートがあるので。漏れなくきちんと書きました。医者に少しあるときには文句ではなく意見を言う。だって、今ここで内科の人が何だかんだ言って意味があるのですか。そのときにきちんと言ったら、その医者が、看護師が直るじゃないですか。それを言わずに、こんなところへ来てどうするのですか。

そうしたらそこできちんと片をつけるという、それが大原則でしょう。それでも片がつかなかった、きちんと行って、西尾市民病院、もう少し上を出せと言うだよ。そこできちんと文句を言う、はっきりね。違うところでごちゃごちゃ、ごちゃごちゃ言っているのは意味がないでしょう。そこで片をつける。それが民主主義じゃないですか。民主、私が主、あなたが主でしょう。看護師が医療の責任を持つ、医者が本当に治療の責任を持つ。だったら言ったらいいじゃないですか。そこで何かあったらきちんと物を言う。それを言わんといて、西尾市民病院はよくない、よくない。そう思ったらきちんと言えばいい。

私などは、いつも西尾市民病院に行って、いい治療を受けさせてもらって満足しているのです



けれども、きちんと自分が物を言う、そういう大原則があったら、西尾市民病院だってどんどん、「患者がそんなことを言った」ときちんと検討するでしょう。そのときに文句言わずに、横を向いとるとか挨拶をしないとか、ほかがいいと思ったら言うという、それが大原則だと思います。以上です。

#### ○細田秘書課長

これは御意見としてお伺いしておきます。

それでは、時間になりましたので、これで閉会をしたいと思います。

では、閉会に当たりまして、市長がお礼の御挨拶を申し上げます。

#### ○中村 健市長

本日は、2時間にわたりまして御参加いただきまして、ありがとうございます。

少し全体のことを補足で解説させていただきますと、まず、市民病院のことにつきましては、考え方はいろいろあると思います。どれだけ税金で負担をしてでも西尾市として残すべきだという考え方も当然あるだろうし、そこは一定の歯どめをかけていく中で、患者サービスの水準と財政的な負担とのバランスを考えるべきだということもあると思います。そういった中で、市民の皆さんの御意見等の傾向も踏まえながら、市としては考え方を決めていくのですが、何分その相手があることなので明確にこれでやりますということが言えないところがあるのは心苦しいところではありますが、御理解いただきたいと思います。

P F I 事業につきましては、3月に方針を出しましたので、まだやっているのかという御意見も正直お聞きしているのですが、先ほども申し上げましたとおり、契約書の一定の解釈などに相違があって時間がかかってしまっており、これについては申しわけないというように思っているのですが、市としては、3月に出した方針に従って進めていきたいという考えでやっていきますので、御理解いただきたいと思っています。

そして、3番目の産業廃棄物処分場問題につきましては、産廃問題に詳しい弁護士に顧問契約などもしていく中で専門的なアドバイスを受けて、それで、阻止するために行政として何ができるか、何をすべきか、また、市民として何ができ何をすべきかというところは整理した中で市民の皆さんに動いていただかないといけないところも正直あると思いますので、決してどちらか一方が頑張るわけではなくて、行政も行政で頑張るし、市民の皆さんにもお力をかりないといけないところもあるということ御理解いただきたいと思います。

本日お伝えした3テーマについては、正直、市としてもなかなか重いテーマでありますので、なかなか明るい話題にならなかったというのが事実ではありますが、市のほうも全般では明るい展望が開ける話題も含めて市の情報を発信しておりますし、それがまずは一番の情報媒体でありますので、月に2回の発行ですけれども、できれば中身を簡単にでも見ていただきたいなというように思います。

それと、伝えるというやり方としてそれだけでは十分ではありませんで、適宜こういった懇談会を開催させていただいたりですとか、また、きょうの説明の中で難しかったりですとか、理解できなかったりですとか、また、意見が言いたかったけれども時間がなかったというような場合につきましては、各テーマについて、それぞれ部署に御連絡いただければ、個別に御解説ですとか、また、グループ等でお申し込みいただければ、出前講座という形でお話をさせていただきますので、市民病院の在り方については、56-3171というのが市民病院の電話番号になります。管理課という部署が事務局部門をやっておりますので、その管理課にお問い合わせいただければと思いますし、P F I 事業の見直しにつきましては、P F I 事業検証室という部署がありまして、こちらが65-2383というのが電話番号になりますので、こちらにお問い合わせいただきたいと思います。産業廃棄物処分場問題については、一番最後に問い合わせ先が記載されておりますけれども、クリーンセンター内にあります産業廃棄物対策室というところが担当部署となりまして、34-8111となりますので、こちらにお気軽に御連絡いただければというように思います。

そうした形でさまざまな媒体を通じながら、市としての現状ですとか考えなどを適宜お伝えしていく中で、理解を深めて市政の運営をしていきたいというように思っておりますので、また今

後とも御理解、御協力をよろしくお願ひしたいというように思っております。

本日はどうもありがとうございました。

**○細田秘書課長**

それでは、これもちまして平成30年度「市長と語る市政懇談会」を閉会いたします。

お手元に配付いたしましたアンケート用紙の記入に御協力をいただき、お帰りの際、アンケート用紙と筆記用具を出口の回収箱にお入れくださいますようお願いいたします。交通安全に留意の上、お気をつけてお帰りください。

本日はありがとうございました。